



# 長洲町人権教育・啓発基本計画

平成 21 年 3 月  
長 洲 町



## ◇◇◇ はじめに ◇◇◇

人権は、人間が生まれながらにして持つ当然の権利です。

21世紀は「人権の世紀」といわれています。しかし、今なお、同和問題や子ども、女性、高齢者、障がい者、外国人などの人権課題が存在し、さらに社会情勢の進展のもと新たな人権侵害が発生しています。

本町では、平成8年にすべての住民の人権が尊重され、差別のないまちづくりの実現に向け、「長洲町におけるあらゆる差別をなくすことをめざす条例」を制定しました。

この度、本町では、「人権教育及び人権啓発に関する法律」を受け、地域社会における人権教育及び人権啓発のさらなる推進を図るため、「長洲町人権教育・啓発基本計画」を策定しました。

今後は、この計画の基本理念である「住民一人ひとりの人権が守られ、差別のない明るく住みやすいまち」の実現に向け、さらなる人権課題の解決のための取り組みを推進してまいります。

平成21年3月

長洲町長 橋本孝明



# 目 次

第1章 計画策定の背景	1
1 國際的な取り組み	
2 国・県の取り組み	
3 本町の取り組み	
第2章 計画の基本的な考え方	7
1 計画策定の主旨	
2 計画の基本理念及び性格	
(1) 計画の基本理念	
(2) 計画の性格	
3 計画の視点	
4 計画の推進	
(1) 計画の目標年次	
(2) 推進体制	
第3章 人権の重要課題についての現状など	13
1 女性の人権	
2 子どもの人権	
3 高齢者の人権	
4 障がい者の人権	
5 外国人の人権	
6 同和問題	
7 さまざまな人権課題	
第4章 人権教育・啓発の取り組みの方向	29
1 人権教育・啓発の推進	
(1) 保育所・幼稚園	
(2) 学校	
(3) 地域社会	
(4) 家庭	
(5) 企業・職場	
2 人権に関わりの深い職業に従事する者への研修など	
(1) 役場職員	
(2) 教職員	
(3) 福祉保健関係者	
第5章 計画の効果的な推進	37
1 住民が参画しての人権のまちづくり	
2 人権相談体制の確立	
3 庁内の推進体制	
■資料編	41

# 第1章 計画策定の背景

## 第1章 計画策定の背景

### 1 國際的な取り組み

20世紀に、二度にわたる世界大戦の惨禍を経験した我々人類は、平和と人権の尊さを学びました。その後、世界平和を目的に創設された国際連合は、昭和23年、すべての人々とすべての国々が達成すべき人権の目的を定めた「世界人権宣言」を採択しました。

この世界人権宣言の精神を実現するため、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「国際人権規約」、「女子に対するあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約」など、人権保障のための数々の国際条約が批准または採択されました。

国連では、こうした条約の採択による取り組みだけでなく、国際年の制定とそのキャンペーンなど、さまざまな取り組みが展開されてきました。その中でも、平成11年、国際高齢者年では、高齢者についての認識が深められ、平成12年の女性2000年会議では、女性問題が人権問題として明確に位置づけられました。

このような国際社会のさまざまな動きを受けて、平成5年、世界人権会議で「ウイーン宣言及び行動計画」を採択しました。この会議では、子ども、女性、高齢者、難民、貧困の人々、※HIV感染者などといった社会的弱者の人権の強化を強調し、そのための実効ある行動として人権教育の展開を示しました。

そして、平成6年の国連総会では、平成7年からの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択され、「人権教育のための国連10年行動計画」が示されるなど、国際的にも人権教育・啓発への積極的な取り組みが求められるようになりました。

#### 【世界人権宣言】

第1条 「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」

第2条 「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けすことなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由を享有することができる」

第3条 「すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する」

## 第1章 計画策定の背景

### 2 国・県の取り組み

我が国は、国際連合及び国際社会の一員として、今日までに婦人の参政権に関する条約をはじめ、国際人権規約や女子差別撤廃条約、児童の権利に関する条約、人種差別撤廃条約など人権に関する数々の条約を締結してきました。

また、日本国憲法でうたわれている国民の基本的人権の確立と擁護を図るため、教育基本法、職業安定法、児童福祉法など関係法令の整備がなされ、施策の推進が図られてきました。

併せて、平成8年、「人権擁護施策推進法」が制定され、人権教育・啓発に関する施策や、人権が侵害された場合の被害者救済に関する施策を進めることは国の責務であるとされました。また、平成12年には、人権教育・啓発に関する理念や、国、地方公共団体、国民の責務などを規定した「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。

この法律では、その基本理念として、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、その他さまざまな場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することが出来るよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない」と規定しています。

このような状況の中、熊本県では平成11年、「『人権教育のための国連10年』熊本県行動計画」を策定し、人権教育及び人権啓発のめざすべき方向を示しながら、さまざまな分野における人権問題の解決に向けた取り組みを着実に進めてきました。

また、平成12年「熊本県総合計画パートナーシップ21くまもと」を策定し、その中で、「すべての県民が安全で心豊かに暮らせるためには、お互いの人権を尊重しあう社会をつくることが最も基礎的な条件であり、そのような社会をつくりあげるためには、県民一人ひとりが人権意識を高め、さまざまな人権問題を一日も早く解決するように努力しなければならない」として、県総合計画に沿った取り組みを進めています。

#### 【日本国憲法】

第11条 「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」

第13条 「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政上で、最大の尊重を必要とする」

## 第1章 計画策定の背景

### 3 本町の取り組み

本町においても、長年にわたり、差別のない心豊かな町づくりをめざし、各種人権教育・啓発事業に取り組んできました。

しかし、近年の急激な社会情勢の変化の中、本町においても子ども、女性、高齢者、障がい者などの人権に関する新たな課題が生まれ、これまで以上に積極的・効果的な取り組みが求められています。

このため、平成8年3月22日、日本国憲法の理念にのっとり、あらゆる差別をなくし、人権の尊重と平和な明るい社会の実現をめざし、「長洲町におけるあらゆる差別をなくすことをめざす条例」を制定しました。

平成14年3月、障がいのある人もない人も、ともに明るく・安心した生活が出来るまちづくりをめざし、「長洲町障害者プラン」を策定しました。

また、子育てに喜びや楽しみを持ちながら、安心して子どもを生み・育てられる社会の実現に向け、平成15年3月、「長洲町子ども未来プラン」を策定し、少子化対策を目的として「長洲町子育て支援プラン」を平成17年3月に策定しました。

さらに、平成18年3月、高齢者一人ひとりが健康で生きがいを持ち、地域で安心して暮らせる社会をめざし、「第3期長洲町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定しています。

平成18年10月には、男女がともに尊重し合い、互いに助け合い・自分らしく生きられる社会をめざし、「長洲町男女共同参画計画」を策定しました。

このように、本町では、子ども、女性、高齢者、障がい者などに関する各種基本計画を策定し、各分野における施策の展開を図っています。



## 第 2 章 計画の基本的な考え方

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の主旨

21世紀は、「人権の世紀」といわれています。世界的にみても「人権教育のための国連10年」が平成7年に定められたことを踏まえ、人権問題が今世紀の重要課題として認識され、国際的にも人権尊重の機運が高まってきました。

我が国においても、これを契機として平成9年7月、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定され、平成12年12月、「人権教育及び人権啓発に関する法律」が制定されました。

同法第5条には、「市町村は、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定されています。

これにより、地域社会における人権教育及び人権啓発の推進が、市町村の責務として、これまで以上に重要となっていました。

本町においては、これまで差別のない明るい社会をめざして、住民全体をあげて各種施策の取り組みを進めてきましたが、人権をめぐる社会状況の変化する中、同和問題をはじめ、女性差別、子どもに対するいじめや虐待、高齢者や障がい者、外国人などに対する偏見や差別など、人権に関するさまざまな問題が生じています。

このため、このような取り組むべき人権問題に対して、町施策の方向性や取り組みを明らかにするため、「長洲町人権教育・啓発基本計画」を策定することとしました。

### 2 計画の基本理念及び性格

#### (1) 計画の基本理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各自が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことの出来ない権利です。

この計画は、物理的なバリア（障壁）だけでなく、心理的なバリアも取り除き、すべての人が家庭や地域社会の中でともに生き、ともに助け合い、普通に生活できる※ノーマライゼーションの理念のもと、子ども、女性、高齢者、障がい者、外国人、同和問題などに対する現状と課題を明らかにし、「住民一人ひとりの人権が守られ、差別のない明るく住みやすいまち」を実現することを本計画の基本理念とします。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### (2) 計画の性格

この計画は、平成12年12月に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、本町が実施する人権教育及び人権啓発に関する基本方針を明らかにし、施策の総合的かつ計画的な推進のための方向性を示すものです。

#### ○人権をめぐる現状を明らかにすること

人権教育・啓発を進めるうえで、本町における行政、学校、企業、各種団体及び住民のそれぞれの分野において、人権意識の定着、啓発の課題について、現状を明らかにする必要があります。

#### ○人権教育・啓発の取り組みの方向性を示すこと

人権教育・啓発は、それぞれの分野において現状を明らかにしたうえで、それら課題に対する取り組みの方向性を示す必要があります。

#### ○行政、学校、企業、各種団体及び住民などのそれぞれの役割を明らかにすること

人権教育・啓発は、行政、学校、企業、各種団体及び住民など個々の現状に基づき、それぞれの機関や団体が自分たちの活動の中で、人権教育・啓発の機会を取り入れていく必要があります。このため、それぞれの役割を明らかにするとともに、相互に連携を図りながら、人権教育・啓発に取り組む必要があります。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 3 計画の視点

この計画策定の主旨を踏まえ、本町の諸施策の推進にあたっては、常に人権尊重の視点に配慮することとします。

#### 【人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 第2条】

「この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。」

#### 【人権教育の4つの側面】

- ① 「人権についての教育」とは、人権に関する歴史を教える、差別・偏見が人々の意識、行動、生活にどのような影響を与えるのかということを教える、つまり人権とは何か、知識として伝える、という側面でとらえたものです。
- ② 「人権についての教育」とは、教育を受けること自体が人権であり、さまざまな理由で教育を受ける機会を奪われてきた人々に対して教育を保障する、という側面をとらえたものです。
- ③ 「人権についての教育」とは、人権の問題がなくならないのは、目の前の人権の問題について自分達で解決しようとしていることによるとして、人権の問題を自ら解決できる技能を身につけた人を育てる、という側面をとらえたものです。
- ④ 「人権についての教育」とは、学校でいじめがあつたり、職場で※セクシュアル・ハラスメントがあつたりといった状況の下では、人権感覚は本当に根づかない、ということで、人権教育が行われている環境自体で人権が大切にされなければならない、という側面をとらえたものです。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 4 計画の推進

#### (1) 計画の目標年次

人権施策を推進するためには、長期的視点に立ち持続的に取り組んでいく必要があることから、概ね平成25年までの5年間を計画期間とします。なお、社会情勢などの変化に応じて、計画の実施状況や社会状況の推移を把握し、必要に応じて見直しを行います。

#### (2) 推進体制

この計画を実現するためには、行政、学校、企業、各種団体及び住民など関係者をはじめ、住民一人ひとりの理解と協力が不可欠です。このため、この計画の主旨が広く理解・浸透するように、周知を図るとともに、全庁的体制のもと連係を図りながら、総合的に計画の推進に取り組んでいきます。

第 3 章 人権の重要課題についての  
現状など

---

## 第3章 人権の重要課題についての現状など

### 1 女性の人権

#### 【現状と課題】

我が国では、昭和 50 年の「国際婦人年」を契機として、これまで男女平等の実現に向け、平成 11 年、「男女共同参画社会基本法」などの法整備を行い、女性の地位向上や権利の確立に向けた取り組みを進めてきました。

また、熊本県においても昭和 52 年に婦人行政担当窓口を設置し、男女共同参画社会の形成をめざし、平成 6 年、「ハーモニープランくまもと」の策定など、男女共同参画へ向けた女性問題の啓発、社会参画促進のための事業に取り組んでいます。

本町においては、平成 3 年に社会教育課（現生涯学習課）の中に婦人問題懇話会を設置し、人権問題の学習から男女共同参画への取り組みがはじまりました。その後、男女共生懇話会を経て、平成 14 年、「長洲町男女共同参画社会推進懇話会」へと改め、各種施策の推進に取り組んできました。

また、平成 16 年度に男女共同参画社会に関する住民意識調査を実施し、この調査結果をもとに、男女が性別にとらわれることなく、一人ひとりの個性や能力を発揮できる社会の実現をめざし、平成 18 年 10 月、「長洲町男女共同参画計画」を策定しました。しかし、このような法制度や社会環境の整備にもかかわらず依然として、「男は仕事、女は家庭」といった男女の固定的な役割分担意識や慣習・社会通念などが、まだ女性の社会進出の壁となっています。

また、女性に対するセクシュアル・ハラスメント、性犯罪、職場での差別的処遇、さらにはドメスティック・バイオレンス、女性へのストーカー行為など女性の人権を侵害するさまざまな問題が生じています。

本町においても、男女平等や男女共同参画の理念は浸透しつつありますが、その一方で、平成 16 年度に住民を対象とした住民意識調査によれば、男女の平等感について、「教育の場以外の分野では、どちらかといえば男性優遇」と感じている人が多く、まだ男女間での格差が見受けられました。

このため、社会のさまざまな分野における女性の参画や能力が発揮できる社会づくりをめざし、「長洲町男女共同参画計画」に基づく総合的な施策の推進が求められます。

#### 【基本的な方針】

社会・経済状況が目まぐるしく変化する中で、地域の特性を活かしながら、“活力ある、豊かなまち”づくりを進めていくためには、男女がそれぞれの考え方や生き方を尊重し、ともに支え合い、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮して、多様な生き方ができる男女共同参画社会の実現が求められています。

## 第3章 人権の重要課題についての現状など

このため、『男女が、ともに尊重し合い・互いに助け合い・自分らしく生きられる社会をめざして』、行政、学校、企業、各種団体及び住民などが一体となって、長洲町らしい男女共同参画社会の実現に向け取り組んで行かなければなりません。

### 【取り組むべき事項】

#### ①啓発活動の推進

「男は仕事、女は家庭」といった固定化された役割分担意識をなくし、家庭・地域・職場などの制度や慣習の見直しを促すため、住民・企業などを対象とした男女共同参画意識の啓発・広報活動に取り組みます。

#### ②相談・支援体制の充実

ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害から女性の人権を守るため、役場、警察、福祉事務所、女性相談所など関係機関と連携を図り、相談・支援体制の充実に取り組みます。

#### ③男女共同参画に関するパートナーシップの推進

女性の働くことを中心とした社会参加への支援、子育てや介護分野における生活支援など、家庭・地域・職場などにおける男女共同参画に関するパートナーシップを推進します。

#### ④行政分野における男女共同参画の推進

政策や方針決定の場へ男女両性の意見をより反映させるため、各種審議会・委員会における女性委員の登用を進め、行政分野における男女共同参画を推進します。

## 第3章 人権の重要課題についての現状など

### 2 子どもの人権

#### 【現状と課題】

子どもの人権については、日本国憲法、教育基本法、児童福祉法などの法令や児童の権利に関する条約などの主旨に基づき、子どもの人権が尊重され、保護されなければなりません。

近年、少子化や核家族の進行、家庭や地域における子育て機能の低下などが指摘される一方、いじめ、児童虐待、インターネットによる誹謗・中傷など、子どもの人権を根底から否定するさまざまな事件が起こっています。このため、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくりや心の教育が必要です。

このように子どもや子育てをめぐる状況が厳しさを増していく中、本町では、子育てに喜びや楽しみを持ち、安心して子どもを生み・育てることが出来る社会の実現に向け、町施策の指針となる「長洲町子ども未来プラン」を平成15年3月に策定しました。さらには、少子化対策を目的とした「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年3月、「長洲町子育て支援プラン」を策定しました。

また、児童虐待の未然防止、早期発見、再発防止を目的として、平成17年4月、福祉、医療、教育分野の関係者からなる「長洲町児童虐待防止ネットワーク」を設けました。平成19年4月には、要保護児童の早期発見及び保護、ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護、高齢者虐待の防止などを目的として、関係者による「長洲町虐待防止等対策連絡協議会」を設置しました。

今後は、子どもの人権が尊重され、心身ともに健やかに育つよう、子どもの人権や個性について理解を深めていくため、人権教育・啓発の推進とともに虐待やいじめなど、子どもの人権を脅かす問題の発生防止、早期発見、早期対応に向けた取り組みを強化していく必要があります。

#### 【基本的な方針】

子どもたちは、人として尊重され、社会の一員として重んじられなければなりません。行政、学校、企業、各種団体及び住民などがそれぞれの役割を果たすことで、すべての子どもたちが人として尊重されるよう、子どもの人権と個性を大切にした社会づくりを推進します。

特に、児童虐待、いじめなどの深刻な人権侵害に対しては、福祉、医療、教育分野の関係機関が家庭や地域と連携し、子どもや大人にしっかりとった人権意識を根付かせ、子どもの人権が尊重、守られるような社会をつくります。

## 第3章 人権の重要課題についての現状など

### 【取り組むべき事項】

#### ①子どもの人権を尊重する人権教育・啓発の推進

子どもの人権について正しい理解と認識を深めるため、各種学級・講座などの充実に努めます。特に、保護者を対象とした人権教育の推進や情報の提供、子育てに関する相談体制の整備に努めます。

また、行政、学校、企業、各種団体及び住民などが一体となって相互に連携を図りながら、地域の子育てを基調とした地域※コミュニティの構築を図るとともに、子どもの人権を尊重する意識の普及・啓発に努めます。

#### ②子育て支援の推進

子どもの人権や個性を尊重しながら、家庭での子育てや躾が適切に行われるよう、子育てについての親の不安や悩みの解消に向けた各種子育て支援を推進します。

#### ③児童虐待防止対策の推進

児童虐待の未然防止や早期発見のため、保育所・幼稚園、小中学校、児童相談所などの関係機関とのネットワークを図り、児童虐待防止体制の整備・充実に努めます。

#### ④保育サービスなどの充実

核家族化の進行に伴い子育てに対する不安を抱える若年層夫婦が増えていることから、保育所・子育て支援センターによる子育て家庭に対する相談・助言などの支援を図るとともに、子どもの人権を大切にする心を育てる保育の充実に努めます。

また、子育てサークルなど地域における子育て自主活動組織への支援を行うとともに、広報紙、ホームページなどをを利用して各種子育て支援事業に関する情報提供を図ります。

#### ⑤保育士の人権意識の向上

保育士の人権意識を向上させることは、子どもたちの人権教育を推進していくうえで重要なことです。このため、保育士が豊かな人権感覚を身につけ、一人ひとりの子どもたちに接することができるよう計画的・継続的な職員研修を実施します。

## 第3章 人権の重要課題についての現状など

### 3 高齢者の人権

#### 【現状と課題】

我が国は、世界に類を見ない速さで高齢化社会を迎えようとしています。これに伴い、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、寝たきり、認知症などの介護・支援などを要する高齢者が増加し、今後もその数は増えていくと予測されます。

このような中、高齢者に対する身体的・精神的な虐待、世話を放棄・放任などにより、高齢者的人権が著しく侵害される深刻な問題が発生しています。さらには、高齢者に対する悪徳商法や振込め詐欺などの消費生活上の犯罪・被害も急増しています。

また、核家族の進行などにより、高齢者を取り巻く環境も変化し、一人暮らしの高齢者世帯が増加傾向にあり、家庭内における介護力が著しく低下してきています。

このような状況の中、社会全体で寝たきりや認知症などの要援護高齢者を支える介護保険制度が、平成12年4月から始まりました。一方、要援護の状態になることができる限り防止し、健康長寿を図っていくためには、元気な高齢者を対象とした幅広い分野での総合的な施策の展開が求められています。

本町においては、平成18年3月、「第3期長洲町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、介護保険サービスをはじめ、介護予防、生活支援、生きがいづくり、健康づくり事業など各種事業の展開に取り組んでいます。また、新たに同年4月から長洲町地域包括支援センターを設置し、高齢者の生活相談・支援事業や権利擁護事業などに取り組んでいます。

今後、さらに高齢者の増加に伴うニーズの増大・多様化が予想され、高齢者の暮らしやすいまちづくりを推進するとともに、高齢者的人権に配慮しながら各種施策の積極的な展開を図っていかなければなりません。

#### 【基本的な方針】

高齢者が自らの意志に基づき、これまで培ってきた豊かな知識や経験を活かし、家庭や地域の中で積極的に社会に参画し、社会を構成する重要な一員として活動できる環境づくりが大切です。

また、高齢者の自主的活動や就業、福祉介護サービスの利用など、あらゆる生活の場面において、高齢者の主体性や希望が尊重されるよう支援に努めます。

さらには、福祉・医療分野の関係者によるネットワーク化を進め、効果的なサービスの提供・調整を行うための体制整備を図ります。中でも、認知症などにより判断能力が不十分な高齢者については、権利擁護事業による支援に取り組んでいきます。

## 第3章 人権の重要課題についての現状など

### 【取り組むべき事項】

#### ①啓発活動の推進

高齢者の各種福祉施策について正しい理解が深まるよう、広く住民に対して広報紙、ホームページなどを活用した広報活動に努めます。

#### ②生きがい活動などの支援

高齢者がいつまでも住み慣れた地域の中で、健康で自立した社会生活を過ごせるように、健康づくり、仲間づくりなど高齢者の地域活動や生きがい活動を支援します。

#### ③高齢者世帯への見守り・生活支援

長洲町民生委員・児童委員協議会及び長洲町老人クラブ連合会による地域内の訪問・見守り活動を通して、町内の高齢者単身世帯の状況を常に把握し、高齢者の事故防止や生活支援に努めます。

#### ④介護予防事業の推進

高齢者が要介護状態になったり、要介護状態がより進行しないようにするために、各種介護予防事業の積極的な推進に取り組みます。

#### ⑤権利擁護事業の推進

認知症などにより判断能力が不十分な高齢者に対して、長洲町地域包括支援センターと連携しながら、権利擁護事業をはじめとした生活支援・相談体制の充実を図ります。

#### ⑥就労の場の提供

社会参加の促進、生きがい対策として、健康で働く意欲のある高齢者に対して、これまで培ってきた豊かな知識や経験を活かせる雇用・就業機会の場の提供に努めます。

## 第3章 人権の重要課題についての現状など

### 4 障がい者の人権

#### 【現状と課題】

障がい者の人たちにとって住みよい、人権が守られた社会づくりを進めていくためには、障がいや障がい者に対する正しい理解と支援が必要です。

障がい者を特別視するのではなく、社会の中で障がいを有するということで基本的な人権が侵されることのないよう、一人ひとりの住民が、お互いの人格や個性を尊重し支え合い、行政、学校、企業、各種団体及び住民などが一体となった啓発活動など具体的な取り組みが不可欠です。

そのため、本町では、平成14年3月、「長洲町障害者プラン」を策定し、障がい者をはじめ、すべての人の人権が尊重され、あらゆる面において差別のない平等な社会をめざす「ノーマライゼーションの理念」のもと、さまざまな障がい者施策の推進に取り組んできました。

また、平成18年4月、障がい者（児）が、地域の中で自立した日常生活をおくることが出来るための支援を目的とした「障害者自立支援法」が施行されました。これにより、従来個々に提供されていた身体障がい、知的障がい、精神障がいの3つの福祉サービスが障がいの種別に関係なく、市町村が主体となって一元的に共通のサービスとして提供することとなりました。

その一方で、障がいについての十分な理解と認識がないために、障がい者やその家族に対する誤解や偏見が生じ、差別的な言動などにより人権侵害を受けたり、障がい者の自立や社会参加が妨げられたりするなど依然として問題が発生しています。そのような中でも特に、自閉症などの発達障がいや精神障がいについては、社会的認識が不足しており、誤解や偏見がなお強く、今後も正しい理解と認識づくりにより一層取り組んでいかなければなりません。

#### 【基本的な方針】

障がいは、誰にでも生じる可能性があるものです。障がいをひとつの個性としてとらえ、障がいのある人もない人も等しく人間として尊重されなければなりません。

このため、本町では「長洲町障害者プラン」に基づき、障がい者に対する理解と交流の促進、優しいまちづくりの推進、雇用・就業などの機会の確保、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止などさまざまな取り組みを推進します。

そして、ノーマライゼーションの理念のもと、障がい者の人々が安心して暮らすことのできる社会づくりに取り組んでいきます。

## 第3章 人権の重要課題についての現状など

### 【取り組むべき事項】

#### ①啓発活動の推進

障がいや障がい者に対する正しい理解と認識を深めるため、広報紙、ホームページなどを活用した広報活動を推進するとともに、障がい者関連行事、障がい者団体の活動などに関する情報提供に努めます。

#### ②地域での生活支援

障がい者が家庭や地域の中で、安心して快適に生活できるよう、各種障がい者福祉サービスの充実を図るとともに、生活・相談機能の充実を図ります。

#### ③障がい児教育の充実

障がい児が、自己の持つ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加の基盤となる力を養うことが出来るよう、早期に適切な療育を受けることが出来る支援体制の拡充に努めます。

#### ④権利擁護事業の推進

障がい者が、日常のさまざまな場面で不当・不利な扱いを受けることがなく、安心して正当に自己の権利行使が行えるよう、権利擁護事業をはじめとした各種支援・相談体制の充実を図ります。

#### ⑤雇用対策の促進

障がい者が、その個性や能力を最大限に活かせるよう、障がいの種類や程度、本人の意向に応じた就業の場の提供や情報紹介など雇用対策の促進に努めます。

#### ⑥バリアフリー化の推進

障がいのある人もない人も、ともに安心して生活できるまちづくりをめざし、ハード面での建物や道路整備だけでなく、ソフト面での意識の※バリアフリー化に努めます。

## 第3章 人権の重要課題についての現状など

### 5 外国人の人権

#### 【現状と課題】

情報化社会の加速、交通網の発達により、人、モノ、情報などの交流が国境を越えて広がり、外国との相互依存関係がより一層深まってきています。

また、今日の著しい国際交流の活発化に伴い、アジア諸国を中心に仕事や研修、勉強のために多くの外国人が我が国を訪れ、隣人として生活をともにする機会が増えてきています。

このような状況は、本町においても同様であり、平成15年度での外国人登録者数は平均39人であったのが、平成21年1月末現在では、152人（6ヶ国）と大きく伸びています。また、今後さらに外国人の就労による国際化の進展に伴い、本町に在住する外国人数も増加していくものと予想されます。

このような急激な国際化が進む一方で、人種、宗教、言語、習慣などに対する相互理解が十分でないことから、外国人に対する偏見や差別などによる人権問題が地域社会や職場の中で生じています。

このような外国人に対する偏見や差別を解消するためには、住民一人ひとりが外国人の人権についての関心をより一層高めるとともに、外国人と日本人が、お互いの歴史、文化、習慣などに対する理解と認識を深め、尊重し合い、仲良く暮らせるまちづくりが求められています。

#### 【基本的な方針】

外国人に対する偏見や差別は、異なる人種、宗教、文化などについて正しい理解が十分になされていないことなどが要因となっているほか、昔から日本社会が、外国人や異文化と接することに閉鎖的であったこともあります。

このため、偏見や差別の解消に向け、住民一人ひとりが広い視野を持ち、外国人との相互理解を深め、外国人の人権についての関心をより一層高めていかなければなりません。

#### 【取り組むべき事項】

##### ①外国人についての啓発など

国籍、人種、民族などに対する理解不足による偏見や差別意識を解消し、国際社会にふさわしい人権意識を育むために各種啓発活動や交流事業に努めます。

### 第3章 人権の重要課題についての現状など

#### ②人権教育・啓発の推進

学校教育や社会教育において、外国語指導助手（ALT）を活用し、外国語、文化、習慣などを理解する機会を提供し、外国人に対する人権教育・啓発や交流の促進に努めます。

## 第3章 人権の重要課題についての現状など

### 6 同和問題

#### 【現状と課題】

日本社会の歴史の過程で形成された身分制度に基づく部落差別は、わが国固有の人権問題として、未だに解消されず社会問題として存在し、その早期解消を図ることが国民的課題となっています。

国では、同和問題を日本国憲法により保障された基本的人権にかかわる大きな課題ととらえ、同和問題の早期解決は行政の責務であり、同時に国民的課題であるとの基本認識にたち、昭和44年、「同和対策事業特別措置法」の施行以来、法律に基づき諸施策の積極的な展開に取り組んできました。

このような施策の推進によって、生活環境などの生活基盤は改善し、さまざまな面での格差も大きく改善されました。また、同和地区出身者に対する差別意識や偏見についても、全体としては解消へ向けて進んでいます。

しかし、平成11年の人権擁護推進審議会答申では「同和問題に関する国民の差別意識は、着実に解消に向けて進んでいるが、地域により程度の差はあるものの依然として根深く存在している」と示唆し、「現在でも結婚問題を中心とする差別事象が見られるほか、教育、就職などの面での問題が存在する」と指摘しています。

このような差別意識の実態をうけ、平成12年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、同和問題の解決は国・地方公共団体及び国民の責務とされました。

このため、今後ともこうした課題解決のために人権教育・啓発を中心に適切な施策を推進し、同和問題の早期解決に向けより一層取り組んでいかなければなりません。

#### 【基本的な方針】

平成8年、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」の閣議決定を受け、同和問題に関する差別意識の解消に向けた人権教育及び啓発の推進、人権侵害による被害の救済などに取り組んできましたが、なお多くの解決すべき課題が存在します。

このため、同和問題を人権問題の基本ととらえ、住民間の相互理解を深め、人権が真に尊重される地域づくりやそれを担う人づくりのため、長洲町人権教育推進協議会を推進母体として、これまで人権教育・啓発の中で積み上げた成果を十分認識し、行政、学校、企業、各種団体及び住民などに対する人権教育・啓発を推進していきます。

## 第3章 人権の重要課題についての現状など

### 【取り組むべき事項】

#### ① 人権教育・啓発の推進

同和問題に対する正しい理解と認識を深めるため、広報紙、ホームページなどを活用した広報活動の充実に努めるとともに、行政、学校、企業、各種団体及び住民などを対象とした人権問題講演会などによる意識啓発に努めます。

#### ② 同和教育の推進

同和教育を人権教育推進体系に正しく位置付け、同和教育基本方針に基づき、これまで積み上げてきた成果を活かして、さらなる同和教育の推進に努めます。また、保育所・幼稚園、小中学校が互いに連携し、研修機会の充実を図り、同和問題に対する正しい理解と認識を深めます。

#### ③ 就職差別の解消

事業主、企業人事担当者などに対する同和研修会を開催し、同和問題に対する正しい理解と認識を深め、就職差別の解消に努めます。

#### ④ 指導者の育成

学校、社会教育関係団体、企業などにおける人権学習の推進を図るため、担当者、指導者に対する研修会への参加を働きかけ、その育成・支援に努めます。

#### ⑤ 課題解決に向けた諸施策の推進

今後も同和問題の解決に向け、国・県及び関係機関との緊密な連携のもと、各種施策の推進を図ります。

## 第3章 人権の重要課題についての現状など

### 7 さまざまな人権課題

これまでに述べた 6 つの取り組むべき分野別の人権課題のほかにも、次にあげるようなさまざまな人権課題が存在します。

#### ○HIV感染症などをめぐる人権

HIV感染症は、正しい理解があれば日常生活の中では感染することはあります。しかし、正しい知識の不足から、これまで多くの偏見や差別を生み、HIV感染者の多くは、日常生活で多くの不利益と苦痛を受けています。

ハンセン病は、極めて感染力の弱い病気であり、完治も可能となったにも関わらず、「らい予防法（平成 8 年廃止）」により、長年強制隔離政策が続けられてきた結果、本人はもとより家族や親族も長年、差別と偏見に苦しめられてきました。

このため、HIV感染症やハンセン病などに関する正しい情報を提供することにより、偏見や差別の解消を図ることが重要です。

#### ○犯罪被害者などの人権

犯罪被害者やその家族は、犯罪による直接的な被害のみならず、マスコミなどの報道によるプライバシーの侵害など、二次的被害を受けることがあります。

このような犯罪被害者などの権利擁護に関して、平成 12 年、「犯罪被害者法」により被害者の権利保障が認められ、被害者やその家族が裁判に主体的に関わる道が開かれました。

#### ○刑を終えて出所した人などの人権

刑を終えた人やその家族に対する偏見や差別により、社会復帰をしようとする人にとって、住宅の確保や就職など生活基盤を築くうえで厳しい状況があります。

このため、刑を終えて出所した人が、地域の人々の理解と協力を得て社会復帰ができるよう、更生保護活動を行う民間団体と連携した啓発活動が必要です。

#### ○インターネットなどによる人権侵害

近年、インターネットや携帯電話の普及により、これらを使った電子掲示板への匿名の書き込みが広がり、悪質な差別表現や差別を助長するような書き込みにより、個人のプライバシーの侵害、自殺の誘発といった新たな人権を侵害する行為が急増しています。

### 第3章 人権の重要課題についての現状など

このほかにも、※性同一性障がい者への差別、アイヌの人々に対する偏見や差別といったさまざまな人権問題が存在し、それぞれの人権問題の状況に応じた取り組みが必要となっています。

第 4 章 人権教育・啓発の  
取り組みの方向

---

## 第4章 人権教育・啓発の取り組みの方向

### 1 人権教育・啓発の推進

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条では、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。」と定義されています。

この計画の取り組みを進め、人権尊重の社会を実現するためには、行政、学校、企業、各種団体及び住民などにおいて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得できるよう人権教育・啓発の取り組みを推進します。

#### (1) 保育所・幼稚園

保育所・幼稚園は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な場であることから、家庭や地域社会と連携して、自立心やお互いを大切にする豊かな人間性を持った子どもたちを育成します。

また、保育所・幼稚園においては、他の子どもたちとの関わりの中で他人の存在に気づき、相手を尊重する気持ちを持って行動できるようにすることや友達との関わりを深め、思いやりを持つようにするなど人権尊重の精神の芽生えを育むよう、一人ひとりの子どもたちの健全な成長を支援します。

そのためには、保育所・幼稚園の職員が、自ら豊かな人権意識を身につけていることが重要であり、各種研修を通した職員の資質向上に努めます。

今後も、家族や地域社会と連携し、一人ひとりの子どもたちの健全な心身の発達に向け、他の子どもたちとの関わりの中で人権を大切にする心を育み、豊かな人間性を持った子どもたちの育成に努めます。

また、引き続き保育所・幼稚園の職員に対する研修の充実を図り、人権問題や人権教育・啓発に関する知識・理解を深め指導力の向上に取り組みます。

#### (2) 学校

学校における人権教育・啓発は、一人ひとりの子どもたちが人権尊重の理念を身につけていくためには必要なものであり、日本国憲法、教育基本法、児童の権利に関する条約などの精神にのっとり、人権教育・啓発を推進していくかなければなりません。

人権教育の推進にあたっては、さまざまな人権問題について、単に知識や理解を深めるだけでなく、人権問題の解決に向けた態度を育成するとともに、子どもたちの豊かな人間関係づくりを深めていくことも重要です。

## 第4章 人権教育・啓発の取り組みの方向

さらには、児童・生徒一人ひとりの自己肯定感を育むとともに、他者を尊重する態度や自らが権利と同時に、義務の主体であるという認識を育成することをめざした人権教育・啓発を推進していくことが必要です。

学校教育の段階は、知的・社会的能力などが大きく発達する時期です。この時期において、人権教育・啓発をあらゆる教育活動の中に位置付け、全体計画や各領域の年間指導計画を通して人権尊重の意識・態度を育むとともに、自他の違いを認め合う態度や、豊かな人間関係を築くための基本的な資質・技能を身につける教育を推進します。

### (3) 地域社会

地域は、住民が日常の学習・地域活動などを通じて、さまざまな人権問題などについての理解を深め、実践する場であり、特に子どもたちにとっては、思いやりの心や自立心を育み、社会性などを体験的に学ぶ場として重要な役割を担っています。

のことから、地域においては、公民館などにおける社会教育活動、学習・交流活動などをはじめ、子ども会、PTAなどの団体を中心とする人権に関わる多様な学習活動が展開されるとともに、これらの団体や組織による社会奉仕活動、福祉活動、文化・スポーツ活動などが活発に行われることが重要です。

このため、人権教育・啓発を生涯学習の中に位置づけ、人権に関する多様な情報提供を行い、学習機会の拡充を図るなど、住民の自主的な学習活動の支援を行う必要があります。

また、人権感覚など、主として地域における日常の付き合いの中で個人が自然に会得していくものであることから、教育及び啓発リーダーの育成や地域活動の場・機会の提供、交流の促進などにより、地域の教育力を高め、住民の主体的な人権教育・啓発が活発に展開されることが望まれます。

このため、住民が身近な地域において、さまざまな人権問題についての理解と認識を深め、人権尊重の意識に満ちた地域社会づくりを推進するため、生涯学習の振興のための各種施策などを通じて、人権教育・啓発のより一層の充実を図っていきます。

### (4) 家庭

「家庭はあらゆる教育の出発点」と言われるように、生涯にわたって豊かな人権感覚を養ううえで重要な役割を担っています。

中でも、人間形成の基礎を培う幼少期は、家庭で遊びや躾、家事や家族との触れ合いなど日常生活を通じて、豊かな情操や思いやりの心、自立心などを育み、基本的な社会ルールなどを教える場です。

また、こうした家庭における子どもへの教育は、温かい家庭関係のもとで、親子の絆を深め、親自らが模範を示していくことが大切です。

しかし、少子化・核家族化が進む中で、親の過保護や育児放棄、あるいは育児不安、躾などに対する自信の喪失など、家庭の教育機能の低下が指摘され、このことが子どもの主体性や自主性を育てるうえで大きな妨げとなっています。

このため、教育の出発点である家庭教育の充実を図るため、親子ともに人権感覚が身につき、さまざまな場を通じて学んだ成果が育まれるような家庭教育に関する学習機会の充実や情報提供に努めます。また、子育てに不安や悩みを抱える保護者などの相談事業や相談体制の充実に努めます。さらに、家庭内における暴力や虐待などの人権侵害の発生を未然に防ぐため、学校などの関係機関や地域との連携強化に一層努めなければなりません。

### (5) 企業・職場

企業・職場は、その企業活動・営業活動などを通じ、地域社会に深くかかわるとともに、地域に雇用の場を提供するなど地域や社会の構成員として人権の尊重される社会の実現に向け、重大な責任を担っています。

各企業においては、経済のグローバル化や高度情報化、地球環境保護など、社会経済情勢の変化する中、その社会的責任を自覚した企業倫理の確立の重要性が高まっており、その実現にあたって大きな役割を果たす人権教育・啓発が大切になっています。

このため、各企業においては、それぞれの立場で多様な形での人権教育・啓発に取り組まれていますが、今後とも、人権が尊重される明るい企業・職場づくりを推進するとともに、就職の機会均等を確保するため、企業・職場内における人権意識のさらなる高揚を図るための取り組みが必要です。

特に、働く人々が人権を学習するためには、企業・職場での理解と協力が不可欠であり、企業や各職場内における学習しやすい環境や条件づくりが期待されます。同時に、企業活動に伴い取り扱う個人情報の適正な収集・管理が求められます。

## 第4章 人権教育・啓発の取り組みの方向

### 2 人権に関わりの深い職業に従事する者への研修など

この計画においては、役場職員、教職員、福祉保健関係者など、人権に大きく関係する職業に従事する人々が、人権に配慮しながら業務を遂行できるよう、さまざまな研修を通じて人権教育・啓発に取り組みます。

#### (1) 役場職員

役場職員は、職務上、住民のプライバシーや人権に深く関わることが多く、公平で公正な行政施策を推進するうえで、民間企業などの一般的職業に従事する人々に比べて、特に高い人権意識の保持・向上が強く求められます。

また、人権が尊重される社会の実現に向け、役場職員の一人ひとりが人権感覚を身に付け、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められており、人権に関するさまざまな課題をより広く、より深く認識し、その解決に向けて真剣に取り組むことが出来る人権意識の高い、人間性豊かな職員の育成を図ることが大切です。

このため、常に住民の基本的人権を尊重し、住民の人権を守る立場から、それぞれの業務において適切な対応が出来るように、人権に関する職員研修に取り組みます。

また、公務員として、地域社会においても、さまざまな人権問題や人権教育・啓発の推進に積極的な役割を果たすことが出来る職員の育成と意識づくりに取り組んでいきます。

#### (2) 教職員

教職員は、児童・生徒の人格形成を促進し、人権意識を高めるうえで重要な役割を担っており、併せて児童・生徒の人権を守る責任と義務を有する立場にあります。

教育活動に携わる教職員は、児童・生徒の人権尊重の心と態度を育成し、学校における人権教育・啓発の推進を図るため、学校教育の現状や課題を十分理解し、豊かな人権感覚と人権を尊重する視点で、自らの資質向上に努めていかなければなりません。

このため、豊かな人権感覚を養うため、あらゆる人権に関する教育のための研修を充実し、教職員の人権意識の向上に努めます。

さらに、学校内の人権教育・啓発の取り組みについて、家庭・地域社会に対して積極的に情報を提供し、「開かれた学校」づくりを進めます。

### (3) 福祉保健関係者

福祉保健関係者は、住民の健康や生活面に直接関わるため、相手の意見を尊重しつつ、本人に合ったサービスを提供することが求められ、併せて個人のプライバシー保護への十分な配慮や、人間の尊厳に対する深い理解と高い認識を持っていることが求められます。

また、福祉保健関係者は、子ども、女性、高齢者、障がいのある人など、これらの人々と接する機会の多い、住民にとって身近な立場にあります。このため、民生委員・児童委員、社会福祉職員、保健師などの福祉保健関係者に対して、人権意識・啓発のための研修に努めます。

その一方で、医療機関や福祉施設などにおいて、残念なことに入所者などへの虐待や身体拘束といった人権問題がしばしば報道されています。

福祉保健関係者の日常は、「人」から「人」にサービスを提供することが基本であり、常にプライバシーの保護をはじめ、より高い人権に対する理解と認識とともに、人権に配慮した対応が求められています。そのため、より一層人権研修に取り組んでいく必要があります。



**第 5 章 計画の効果的な推進**

## 第5章 計画の効果的な推進

第3章で取り上げた個別の人権課題とその基本的な取り組みを踏まえ、「住民一人ひとりの人権が守られ、差別のない明るく住みやすいまち」づくりを推進するため、次の3つの取り組みを進めます。

### 1 住民が参画しての人権のまちづくり

住民一人ひとりが人権尊重の意識を持ち、人権課題を解決するためには、行政の施策はもとより、企業や住民、関係団体などの理解と協力が不可欠です。

このため、人権の大切さを学習する人権学習を生涯学習体系に位置づけ、人権意識の浸透を図り、行政、学校、企業、各種団体及び住民などが参画した人権のまちづくりを進めます。

### 2 人権相談体制の確立

社会情勢の変化につれ、人権はさまざまな面で多様な広がりを見せています。差別のない明るく住みやすいまちづくりを進める中で、人種、信条、性別、社会的身分などにより人権に関する悩みは、多様化・潜在化している傾向が見られます。

このため、各種人権相談に関する情報提供を図り、誰でも気軽に訪れることが出来る相談体制を整備するとともに、人権課題に対して迅速な対応が出来るよう県・関係機関とのネットワークの整備を図ります。

### 3 庁内の推進体制

これまで人権に関する課題解決のための施策を本町では、それぞれの課題ごとに行ってきました。しかし今日、人権課題はより複雑・多様化する傾向にあり、個別的な取り組みのみでは困難なケースもあります。

このため、町長部局、教育委員会部局との府内連携を強めるとともに、町職員の人権意識の向上に努めます。





## 資料編

- 用語の解説
- 長洲町におけるあらゆる差別をなくすことをめざす条例



## 《用語の解説》

### H I V

ヒト免疫不全ウイルスのことです。H I Vは、感染者の血液、精液、母乳などの中に存在し、性行為、母子感染などの血液感染によって感染します。H I Vは、免疫機能を担うリンパ球に入り込み、免疫細胞を壊しながら増殖していき、そして免疫力が低下すると、さまざまな感染症や悪性腫瘍にかかりやすくなります。

### ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方です。

### セクシュアル・ハラスメント

労働や教育などの公的な場や、社会関係において、他者を性的対象物におとしめるような行為を行うことです。特に、労働の場において、異性に対して、異性が望んでいない性的意味合いをもつ行為を他の異性が行うことを指します。

### 男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることで、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会をいいます。

### ドメスティック・バイオレンス

夫（妻）やパートナーが、妻（夫）や恋人に対し、暴力（身体的のみならず、精神的・経済的・社会的・性的などのさまざまな暴力）で人格や安全を脅かし、自分の思い通りにしようとする支配行動のことです

### ストーカー行為

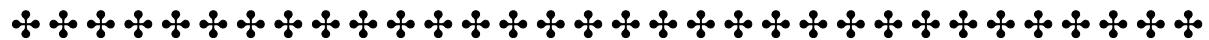
特定の者に対する恋愛感情などの好意の感情、またはそれが満たされなかつことに対する怨恨の感情を充足する目的で、特定の者またはその配偶者、その他親族などに対し、つきまといや面会・交際の要求をしたり、名誉を傷つけるような行為などを繰り返し行うことをいいます。

### パートナーシップ

多様化する住民ニーズに対して、住民、企業、学校、ボランティア団体をはじめとする各種団体などのさまざまな主体が町と一緒にになって各種課題の解決に向けて取り組む場合に、それぞれの主体が、お互いの主体性や特性を尊重し、対等な立場で連携していくための行動原理がパートナーシップです。

### コミュニティ

一般的には、地域社会（地域性と共同意識によって成立する社会）をさしますが、村落、家庭など個人を全面的に含む社会集団を指す場合もあります。





### **バリアフリー**

高齢者や障がい者が地域社会の中で生活しようとするとき、これを困難にするさまざまな障壁（バリア）があります。例えば、建物や道路の段差などの目に見えるものから、高齢者や障がい者に対する誤解や偏見、雇用や就労の機会が限られたりするなどの目に見えないものまで存在しています。高齢者や障がい者が自由に社会参加できるよう、これらのバリアを取り除いていくことをバリアフリーといいます。

### **性同一性障がい**

生物学的には完全に正常であり、しかも自分の肉体がどちらの性に所属しているかをはっきり認知しながら、その反面で、人格的には自分が別の性に属していると確信している状態を指す病名あるいは障がい名です。しばしば簡潔に「心の性と身体の性が食い違った状態」といわれます。症状の度合いは、自分の持つ外性器に非常な嫌悪感を持ち外科的処置を必要とする状態から異性装を行うことで耐えられる状態までさまざまです。



## ○長洲町におけるあらゆる差別をなくすことをめざす条例 (平成8年3月22日長洲町条例第2号)

### (目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有と、法の下の平等を保障している日本国憲法の理念にのっとり、部落差別、障害者差別、女性差別等のあらゆる差別をなくし、町民一人ひとりの人権尊重の意識の高揚に努め、もって平和な明るい長洲町の実現に寄与することを目的とする。

### (町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、必要な施策を推進するとともに、行政のすべての分野において、町民の人権意識の高揚に努めるものとする。

### (町民の課題)

第3条 すべての町民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、あらゆる差別をなくすための施策を理解し、自らも人権意識の高揚に努めるものとする。

### (施策の推進)

第4条 町は、あらゆる差別をなくすため、社会福祉の充実、教育文化の向上及び人権擁護等の施策を、町民及び関係団体の協力のもと、総合的に推進するよう努めるものとする。

### (教育及び啓発活動の充実)

第5条 町は、町民の人権意識の普及高揚を図るため、関係団体と協力関係を密にし、人権教育と啓発活動の推進を図り、人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

### (推進体制の充実)

第6条 町は、第1条の目的を達成するため、国、県及び関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

### (委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 長洲町人権教育・啓発基本計画

平成21年3月製作

長洲町役場

〒869-0198

熊本県玉名郡長洲町大字長洲2766番地

TEL 0968-78-3111

FAX 0968-78-1092

ホームページ <http://www.town.nagasu.lg.jp/>